

J A M 政策NEWS

2015年4月1日 第2015-17号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

4月1日から変わります！

労働

- ①改正パートタイム労働法施行。
- ②専門的知識等を有する有期雇用労働者等に対する特別措置法施行。
(2015年1月に発行した「改正労働関連法の手引き（地方JAM経由で全単組に送付）」参照)

税金

- ①軽自動車税
4月1日以降の購入した新車から増税。7,200円→**10,800円**
- ②エコカー減税
エコカー減税の燃費基準が厳格化。車種により減税対象外となったり、減税額が減る場合がある。
- ③ふるさと納税
減税対象となる寄付の上限額が2倍に拡大。上限額は、年収・扶養家族の人数により決まる。
- ④贈与税
結婚・出産・育児費用の贈与が1,000万円まで非課税に。

年金

- ①公的年金の年金額が0.9%引き上げ。（政策ニュース11号参照）
- ②国民年金保険料が340円引き上げ。15,250円→**15,590円**（政策ニュース11号参照）
- ③国民年金保険料未納の主婦（夫）に対する救済策開始（政策ニュース12号参照）
会社員の夫（妻）の退職時に必要な手続きをせず、第3号被保険者のままであった方に対し、3年間に限り最大10年さかのぼって保険料の納付が可能になる。

介護

- ①要支援のサービスの内、介護予防のための通所と訪問介護は市町村への移行開始。
- ②65歳以上の介護保険の保険料引き上げ。引き上げ額は市町村により異なる。
- ③特別養護老人ホームの入居要件が原則「要介護3」以上に。

子育て

- ①子ども・子育て支援新制度が開始。
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/naruhodo_book.html
- ②2015年6月分の児童手当対象児童一人につき3,000円支給。（2014年度は1万円）